

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
【改正の概要】	
<p>1 県権限移譲推進指針に基づく権限移譲</p> <p>(1) 高圧ガス保安法（高圧ガス製造許可等）：新居浜市</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス販売事業者の登録等）：新居浜市</p> <p>(3) 土地区画整理法（個人・組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可等、個人・組合が施行する土地区画整理事業の建築行為等の許可等）：愛南町</p> <p>(4) 都市再開発法（市街地再開発促進区域内における建築の許可等）：愛南町</p> <p>(5) 都市再開発法（再開発事業計画の認定等）：愛南町</p> <p>2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号 第3次一括法）により、都道府県から市町へ権限が移譲されることに伴う規定の整備</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（高度管理医療機器等の販売及び貸与の許可等 保健所設置市）</p> <p>3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号 第4次一括法）により、国から都道府県へ権限移譲されることに伴う規定の整備</p> <p>(1) 医療法（医療法人の設立の認定等 保健所設置市）</p> <p>(2) 商工会議所法（商工会議所の定款変更の認可 松山市、新居浜市、西条市、上島町を除く県内16市町）</p> <p>(3) 調理師法（調理師養成施設の指定の申請の受理及び知事への送付等 保健所設置市）</p> <p>(4) 製菓衛生師法（製菓衛生師の指定養成施設の変更の届出の受付等 保健所設置市）</p> <p>4 その他、法改正に伴う規定の整備</p> <p>(1) 児童福祉法（児童厚生施設の廃止又は休止の届出の受理及び承認等 中核市）</p> <p>(2) 児童福祉法（児童福祉施設の廃止又は休止の申請の受理及び知事への送付各市）</p> <p>(3) 医療法（医療法人（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域に係るものを除く。）の合併の認可 保健所設置市）</p> <p>(4) 医療法（医療法人（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域に係るもの）の合併の認可の申請の受付及び知事への送付 保健所設置市）</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神科病院の指定の申請の受理等 保健所設置市）</p> <p>(6) 建築基準法（検査済証の交付前における建築物等の仮使用の承認の申請の受付等 各市町）</p>	
施行日	平成27年4月1日（4の(6)は、平成27年6月1日）
【その他参考事項】	